

令和5年 第2回（5月）

篠栗町議会臨時会

会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和5年 第2回(5月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和5年第2回 篠栗町議会臨時会

会 期

令和5年5月10日(水) 1日間

議事日程 第1号

令和5年5月10日(水) 午前10時開議

第1, 仮議席の指定

第2, 選挙案第1号 篠栗町議会議長の選挙について

第3, 議席の指定

第4, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番

第5, 会期の決定

第6, 選挙案第2号 篠栗町議会副議長の選挙について

第7, 選任案第1号 篠栗町議会常任委員会委員の選任について

第8, 篠栗町議会議長の常任委員の辞任について

第9, 選任案第2号 篠栗町議会運営委員会委員の選任について

第10, 選任案第3号 篠栗町議会広報広聴委員会委員の選任について

第11, 選挙案第3号 粕屋南部消防組合議会議員の選挙について

- 第12, 選挙案第4号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙について
- 第13, 選挙案第5号 北筑昇華苑組合議会議員の選挙について
- 第14, 選挙案第6号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 第15, 議案の上程(提案理由説明)
- 第16, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
[篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第17, 議案第31号 監査委員の選任について

令和5年第2回 篠栗町議会臨時会 会議録

日時 令和5年5月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久
総務課長	栗原俊孝		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

令和5年 第2回(5月)

篠栗町議会臨時会

5月10日

○議会事務局長（水江 靖浩） おはようございます。

このたびは御当選おめでとうございます。

事務局長の水江でございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、年長の今長谷武和議員を御紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（今長谷 武和） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日、招集されました令和5年篠栗町議会第2回臨時会の開会にあたり、ただいま事務局長紹介のとおり、地方自治法107条の規定により、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた期間ではございますが、議員各位の御協力によりまして無事任務を果たしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのですが、同じ篠栗町に住みながら初対面の方もいるかと思っておりますので、氏名、住所、職業等程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（今長谷 武和） 異議がないようですので、ただいまより自己紹介をお願いいたします。

まず、机上番号札の1番の議員から順次お願いいたします。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 崎山佐穂です。篠栗町の庄区に住んでおります。

ふだんは、キッズドリーム幼稚園で保育士をしていますが、篠栗町のために頑張ろうと思い、この4年間しっかり仕事をしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○臨時議長（今長谷 武和） いいですか。

はい、では、順次2番の方。

○議員（浦野 雅幸） 皆さんおはようございます。浦野雅幸と申します。住所は乙犬区でございます。私は、生まれ育ちは糟屋郡新宮町でございます。私の母親が篠栗の出身でございます。ということで幼い頃から慣れ親しんだところではございま

す。その篠栗町のために、篠栗で暮らす皆さんのために、精いっぱい頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。吉本文枝と申します。尾仲区に住んでおります。幼稚園教育と学童支援員をしておりました。今は退職し、この4年間しっかり篠栗町のために頑張っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（門馬 良） おはようございます。平澤孝一と申します。

恐らく、この中で私だけが二つの名前を持っていると思いますが、門馬良という名前で選挙もさせていただきました。タレント活動を門馬良という名前でさせていただいております。ラジオパーソナリティを20年勤めた中で、篠栗が1番大好きになりました。そして、東京の下町葛飾柴又の近くで私は生まれ育ちました、そんなよそ者でございますが、よそ者だから分かることがあると思います。そして、篠栗のためにささげていきたいと思っています。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

現在は乙犬区に在住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（太郎良 瞳） おはようございます。太郎良瞳と申します。家は中町区に住んでおります。今までは保育士をしておりましたが、今は篠栗町の議員になりましたので、この大好きな篠栗町の役に立つように4年間一生懸命頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（横山 和輝） おはようございます。乙犬在住の横山と申します。

今、仕事では宅地建物取引士として住宅開発のほうを手がけております。ですので、もし、新築を考えている執行部の方がおられましたら、御一報いただければと思っています。性格は非常に穏やかで、かつおとなしい性格をしておりますので、またこの4年間よろしくお願いいたします。

○議員（品川 静） 品川静と申します。和田区に住んでおります。よそ者として、15年前に篠栗町に住み始めてから、もう15年たちました。森林セラピストとして、活動させていただいたり、あとはファスティング旅館で、もう今は退職しておりますが、そちらでも働かせていただいて、15年前からもう本当に大好きな町で、もっとたくさんの人にこのよさを知っていただきたいと思って活動してきました。2期目のお役目をいただきましたのでしっかり働いて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。古屋宏治でございます。行政区は尾仲

区でございます。職業は不動産関係の経営をしております。また4年間よろしくお願ひします。

○議員（栗須 信治） 栗須信治と申します。行政区は田中区でございます。3期目でございますが精いっぱい務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議員（村瀬 敬太郎） 村瀬敬太郎でございます。中町区に在住しております。職業は建築業でございます。またこの4年間どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（今長谷 武和） 高いところからすいません。議員の皆さん御当選おめでとうございます。私、庄区に住んでおります。4期目に入ります。今長谷武和と申します。どうぞ、この4年間もよろしくお願ひいたします。

○議員（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。荒牧泰範でございます。住所は篠栗町中央4丁目19番1号、職業は建築材料販売とLPガス供給をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（今長谷 武和） はい。ありがとうございます。

それでは引き続き、執行部も合わせて自己紹介をお願いいたします。まず町長から、よろしくお願ひいたします。

○町長（三浦 正） おはようございます。

また、改めて御挨拶申し上げますが、皆様おめでとうございました。

私は、町長の三浦正でございます。サラリーマン時代の転勤の8年を除いてずっと篠栗に住んでおりまして、生まれも育ちも篠栗、篠栗のためにこれからも頑張つてまいりたいと思ひます。皆様方どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（大塚 哲雄） 副町長の大塚哲雄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（今長谷 寛） 教育長をしております。今長谷寛でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（田村 明広） 総務課長の田村明広と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課課長（栗原 俊孝） おはようございます。総務課課長の栗原俊孝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○財政課長（藤 忠文） 財政課長の藤忠文と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 財産活用課長の熊谷重幸と申します。どうぞよろし

くお願いいたします。

- まちづくり課長（大内田 幸介） まちづくり課長の大内田幸介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 産業観光課長（松熊 大） 産業観光課長の松熊大と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 都市整備課長（堀 雅仁） 都市整備課長の堀雅仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 収納課長（花田 篤） 収納課長の花田篤と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 税務課長（進藤 功次） 税務課長の進藤功次と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 会計課長（西村 智子） 会計課長の西村智子と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 監査委員事務局長（佐伯 和久） 監査委員事務局長の佐伯和久でございます。どうぞよろしくお願い致します。
- 社会教育課長（藤 幸三） 社会教育課長の藤幸三と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 学校教育課長（田中 久善） 学校教育課長の田中久善と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 健康課長（村瀬 菊子） 健康課長の村瀬菊子と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 福祉課長（平山 智久） 福祉課長の平山智久と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 住民課長（有隅 哲哉） 住民課長の有隅哲哉と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- こども育成課長（有隅 伸） こども育成課長の有隅伸と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 上下水道課長（城戸 勝範） 上下水道課長をしております。城戸勝範と申します。よろしく申し上げます。
- 議会事務局長（水江 靖浩） 最後になります。議会事務局長の水江靖浩と申します。どうぞよろしくお願い致します。

開会 午前10時00分

○臨時議長（今長谷 武和） ありがとうございます。

それでは、本日は全員出席で開議は成立いたします。

これより、令和5年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2、選挙案第1号「篠栗町議会議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（今長谷 武和） ただいまの出席議員は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に横山和輝議員と品川静議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（今長谷 武和） 記入方法を、念のために申し上げます。

投票は単記無記名でお願いいたします。

よろしいですか。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

（配布漏れなし）

○臨時議長（今長谷 武和） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（今長谷 武和） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

皆さん、記入されていますか。

いいですかね。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いいたします。

（議席番号、氏名点呼）

○臨時議長（今長谷 武和） 投票漏れはございませんか。

（投票漏れなし）

○臨時議長（今長谷 武和） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

（投票箱閉鎖）

○臨時議長（今長谷 武和） これより、開票を行います。

横山和輝議員と品川静議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（今長谷 武和） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票でございます。

有効投票のうち、荒牧泰範議員 10 票、村瀬敬太郎議員 1 票、古屋宏治議員 1 票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は有効投票数の 4 分の 1 ですので、3 票です。

よって、荒牧泰範議員が議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（今長谷 武和） ただいま議長に当選されました荒牧泰範議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選人、荒牧泰範議員の議長承諾と、その御挨拶の発言を求めます。

○議長（荒牧 泰範） 皆様、改めましておはようございます。

議長就任にあたり一言挨拶申し上げます。

このたびは、議会議員の皆様方におかれましては、不肖この荒牧を議長に選出していただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、ここにいる 12 人で構成する議会に私が望むことは、大きな改革だとか飛躍的な活性化を望むものではなく、議会が本来持つ議会たる役目をしっかりと果たし、粛々と議事を進めていくことを目的にしたいと思っております。

篠栗町民の民意のあらわれであります直接選挙によって選ばれた三浦町長、この方に対して、議会が違うベクトル、違う方向性を持つこと、ましてや相反する立場に立つということは、あってはならないことと思っております。

よく例えられますが、篠栗住民の皆様を乗せた列車、その列車を運ぶ 2 本のレールが、町長初めとする執行部、もう一本が議会だと思っております。近過ぎても、また離れてしまっても列車は脱線し、住民の皆さんに大きな迷惑をかけてしまうこととなります。その意味から、正確な距離を保ちながら、よりよい方向へ住民の皆

様を導ける、そういう議会を目指したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本来持っております議会の三つの使命、一つ目が町の最終意思決定、二つ目が執行部に対するチェック機関、三つ目が議員発議による町の法律である条例の制定。

この中で1番重きがあり重要なのが、町の最終意思決定、これにつきましては議決でございますが、町長から提案されましたものが、すばらしいものであれば可決し、議会一丸となって強力にバックアップし、またときに提案されたものが住民の福祉向上につながらないと判断された、その議員が半数を超えた場合は否決とさせていただきます、また練り直してよりよいものとして御提案をいただき、そういう是々非々の精神を貫く議会でありたいと思っております。

また、執行部の皆様方におかれましては、私と議会議員として長い間お付き合いいただいておりますので、私の力量というのはもう十分御存じと思いますが、私は私なりに微力ながら精いっぱい頑張っておりますので、よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位の御指導御鞭撻そして強力な御協力、これをお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（今長谷 武和） 皆様御協力ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務は終了いたします。

荒牧議長、議長席にお着きください。

（議長 着席）

○議長（荒牧 泰範） 本日これからの議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございます。

日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、1番、崎山佐穂議員と2番、浦野雅幸議員を指名いたします。

日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6、選挙案第2号「篠栗町議会副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

局長、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(荒牧 泰範) ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に横山和輝議員と品川静議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(荒牧 泰範) 議長選挙と同じく投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配布漏れなし)

○議長(荒牧 泰範) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(荒牧 泰範) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(議席番号、氏名点呼)

○議長(荒牧 泰範) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○議長(荒牧 泰範) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

(投票箱閉鎖)

○議長(荒牧 泰範) 開票を行います。

事務局長、横山和輝議員と品川静議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（荒牧 泰範） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、古屋宏治議員 11 票、村瀬敬太郎議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は有効得票数の 4 分の 1 ですので、3 票です。

よって、古屋宏治議員が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（荒牧 泰範） 副議長に当選されました古屋宏治議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選人、古屋宏治議員の副議長承諾と御挨拶の発言を求めます。

御登壇ください。

○副議長（古屋 宏治） ただいま皆様方の温かい御理解と御厚情によりまして、伝統ある篠栗町議会の副議長という要職につかせていただくことになり、身に余る光栄と心からお礼を申し上げます。また、同時に、その職務の重大さを痛感するものでありますが、幸い人格識見共に卓越された議長のもとでございます。今後は、荒牧議長の補佐役として、初心を忘れることなく、強い志を持って、町民の皆様から信頼される議会運営に努めてまいるとともに、議会のさらなる活性化や円滑な議会運営の向上に最善の努力を尽くし、職責を果たしてまいりたいと思っております。

今後とも御指導御鞭撻賜りますよう、お願い申し上げ、副議長に御推挙いただきましたお礼の言葉と就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） ここで暫時休止いたします。

常任委員会及び特別委員会等の件をお諮りいたしますので、全員協議会室に議員の皆様はお集まり願います。なお執行部は待機をお願いいたします。

休止 午前 10 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（荒牧 泰範） それでは本会議を再開いたします。

日程第 7、選任案第 1 号「篠栗町議会常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、御手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、それぞれの常任委員会の委員は、御手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長については、各常任委員会において、同条例第6条第2項の規定により互選されましたので御報告いたします。

総務建設委員会、委員長に横山和輝議員、副委員長に浦野雅幸議員。

文教厚生委員会、委員長に栗須信治議員、副委員長に太郎良瞳議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第8、「議長の常任委員の辞任」を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって議長は除斥となりますので副議長に議長の職務を行っていただきます。

副議長よろしく願いいたします。

(議長退席し、副議長が議長席に着く)

○副議長(古屋 宏治) ただいま議長から、その職責上の理由で常任委員会を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

(議長 着席)

○議長(荒牧 泰範) 日程第9、選任案第2号「篠栗町議会議会運営委員会の選任」を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって御手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員は御手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長については、同条例第6条第2項の規定により互選されたのであわせて御報告いたします。

議会運営委員会、委員長に村瀬敬太郎議員、副委員長に栗須信治議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第10、選任案第3号「篠栗町議会広報広聴委員会委員の選任」を行います。お諮りいたします。

議会広報広聴委員会委員の選任については、議会広報広聴委員会設置条例第3条第1項の規定によって御手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、議会広報広聴委員会委員は、御手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長については、同条例第4条第1項の規定により、互選されたのであわせて御報告いたします。

議会広報広聴委員会、委員長に品川静議員、副委員長に浦野雅幸議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第11、選挙案第3号「粕屋南部消防組合議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋南部消防組合議会議員に、私、荒牧泰範、横山和輝議員、以上2名を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を、粕屋南部消防組合議会議員の当選人と決定することに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、私、荒牧泰範、横山和輝議員2名が、粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第12、選挙案第4号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員」の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に、私、荒牧泰範、村瀬敬太郎議員、古屋宏治議員、以上3名の方を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、私、荒牧泰範、村瀬敬太郎議員、古屋宏治議員、

以上3名が、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第13、選挙案第5号「北筑昇華苑組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に、太郎良瞳議員を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を、北筑昇華苑組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した太郎良瞳議員が北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第14、選挙案第6号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

○議長(荒牧 泰範) お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、私、荒牧泰範議員を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を、福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した荒牧泰範が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第15、「議案の上程」をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第30号及び第31号の2議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 改めまして、皆さんこんにちは。本日は、4月の統一地方選挙後の初の最初の議会を招集いたしましたところ、全員御出席いただきまして誠にありがとうございました。

今回の篠栗町議会議員一般選挙において、議員定数12に対し現職8名、新人6名、計14名の選挙戦を見事に勝ち抜かれ、めでたく当選されました皆様に、心からお祝いを申し上げます。御当選誠におめでとうございます。

私、改めて申し上げるまでもなく、皆様方はこのたび篠栗町民の負託を受けられたわけでございます。今後は、議会人として、篠栗町と篠栗町民の将来における諸課題解決への取組についてはもちろんのこと、令和5年度からスタートしました第7次篠栗町総合計画「篠栗まちづくり未来チャート」の着実な実行を重要課題と位置づけていただき、確実な成果を上げることのできるよう御協力賜りたいと願っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

憲法第94条に「地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と筆記されております。当然のことながら、このことは私を初めとする行政職員が目指していることであるのみならず、町民の直接選挙で当選された議員の皆様によりどころであることは言うまでもありません。

篠栗町議会におかれましては、これからの4年間、自治体運営の指針ともいうべき、地方自治法第1条の2第1項にうたう「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである」を常に意識していただき、憲法第93条に定める議事機関としての篠栗町議会の機能を十分に発揮いただき、篠栗町行政全般にわたる最高の意思決定機関として、荒牧新議長のもと、肅然たる中に活発な議論を展開されることを願いますとともに、行政のチェック機関として、執行部に対しまして御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、議会招集に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本臨時会に提案しております、議案第30号及び議案第31号について説明をいたします。

議案第30号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税の環境性能割等の税率区分の見直し、長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額の減額措置、及び森林環境税の導入に伴う改正であります。

議案第31号は、「監査委員の選任について」であります。

本議案は、議員のうちから選任する監査委員に今長谷武和氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいま町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第30号は、審査の慎重を期すため、委員会付託とせず、ただいまから全員

による審査会を開いて審査をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

それでは本会議を暫時休止し、全員による審査を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

休止 午後13時14分

再開 午後13時23分

○議長(荒牧 泰範) 本会議を再開いたします。

これより日程に従い採決を行います。

日程第16、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第30号の朗読を税務課長に求めます。

進藤税務課長。

○税務課長(進藤 功次) 議案第30号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、篠栗町税条例(昭和30年条例第3号)の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出 篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものである。

専決第1号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、篠栗町税条例(昭和30年条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 篠栗町長 三浦 正

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) 本案は、ただいま全員による慎重な審査がなされておりますので、質疑を省略し、討論を行います。

討論はございますか。

ないようですので討論を終結し採決を行います。

本案に賛成の方の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第17、議案第31号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は地方自治法117条の規定により、今長谷武和議員は除斥となりますので、退席を求めます。

(今長谷武和議員退席)

○議長(荒牧 泰範) それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

佐伯監査委員事務局長。

どうぞ。

○監査委員事務局長(佐伯 和久) 朗読いたします。

議案第31号「監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

(住所) 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲214番地

(氏名) 今長谷武和

(生年月日) 昭和25年9月17日

令和5年5月10日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから監査委員を選任するため。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの監査委員事務局長の説明に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑なしと認めます。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認め、討論を省略し採決を行います。

本案に同意することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

今長谷武和議員に議席に戻っていただくようお願いいたします。

(今長谷武和議員 着席)

○議長(荒牧 泰範) 改めて御報告いたします。

議案第31号「監査委員の選任について」は、原案のとおり、全員賛成で同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

議会運営委員長並びに総務建設文教厚生両常任委員長から会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに記載のとおり、議会閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、「議会閉会中の継続審査の件について」を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、「議会閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長並びに総務建設文教厚生両常任委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに総務建設文教厚生両常任委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議中の誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしですね。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時31分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会臨時議長

今長谷 武和

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

浦野 雅幸

篠栗町議会議員

崎山 佐穂
